

議案第 2 号 定款の一部改正について

一般社団法人浦安観光コンベンション協会定款を以下の通り一部改正し、2026 年（令和 8 年）6 月 30 日から施行する。

1. 改正内容

理事のうち特別理事を廃するとともに、この法人の任意機関として新たに顧問を設ける。

また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に準拠し、業務執行理事を改める。

2. 新旧対照表

新	旧
(種類及び定数) 第 2 4 条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3 名以上 30 名以内 (2) 監事 2 名以内 <u>2 理事のうち会長を 1 名、副会長を 3 名以内、専務理事を 1 名とする。</u> 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。 <u>4 専務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。</u>	(種類及び定数) 第 2 4 条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3 名以上 30 名以内 (2) 監事 2 名以内 <u>2 理事のうち会長を 1 名、副会長を 3 名以内、専務理事を 1 名とし、その他若干名を特別理事とする。</u> 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。 <u>4 副会長及び専務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。</u>
(選任) 第 2 5 条 理事及び監事は、<u>総会</u>の決議によって選任する。 <u>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u>	(選任) 第 2 5 条 理事及び監事は、<u>社員総会</u>の決議によって選任する。 <u>2 会長、副会長、専務理事及び特別理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u>
(理事の職務及び権限) 第 2 6 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を	(理事の職務及び権限) 第 2 6 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を

総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (顧問) <u>第32条 当法人に、顧問を2人以内置くことができる。</u> <u>2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。</u> <u>3 顧問は、会長の相談又は、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。</u> <u>4 顧問の任期は理事会の同意を得て、会長が定める。</u> <u>5 顧問は、無報酬とする。</u> (権限) <u>第34条 理事会は、次の職務を行う。</u> (1) 当法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 <u>(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</u> (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 (5) その他会長が必要と認めた事項	総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。 <u>5 特別理事は、専務理事と協同で副会長を補佐する。</u> <u>6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u> (権限) <u>第33条 理事会は、次の職務を行う。</u> (1) 当法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 <u>(3) 会長、副会長、専務理事及び特別理事の選定及び解職</u> (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定 (5) その他会長が必要と認めた事項
--	--